

## 令和 2 年第 7 回美郷町議会定例会

### 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 9 月 2 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

#### 議案上程 (説明～質疑～討論～表決)

- 第 1 議案第 5 9 号 財産の取得について
- 第 2 議案第 6 0 号 財産の取得について
- 第 3 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第 6 3 号 工事請負契約の一部変更について

#### 議案上程 (説明)

- 第 6 議案第 6 4 号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 5 号 美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 6 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算第 6 号
- 第 9 議案第 6 7 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 1 0 議案第 6 8 号 令和 2 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 1 1 議案第 6 9 号 令和 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 1 2 議案第 7 0 号 令和 2 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号
- 第 1 3 議案第 7 1 号 令和 2 年度美郷町水道事業会計補正予算第 2 号

#### 議案審議 (総括質疑～特別委員会付託)

- 第 1 4 認定第 1 号 令和元年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 1 5 認定第 2 号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 1 6 認定第 3 号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第 1 7 認定第 4 号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第 1 8 認定第 5 号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 1 9 認定第 6 号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定について
- 第 2 0 決算特別委員会の設置について
- 第 2 1 決算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企画財政課長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住民生活課長	高 橋 久 也 君
福祉保健課長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会計管理者兼 出 納 室 長	奥 山 智佳等 君	農業委員会 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生涯学習課長	佐々木 寿 人 君	代表監査委員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

---

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第59号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第59号についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集24ページに、入札執行の詳細については25、26ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

美郷町立小中学校タブレットパソコン等機器を購入するに当たり、8月19日に指名競争入札により入札を執行した結果、1億5,859万9,100円で大仙市福田町12番58号、株式会社渡敬大仙支店に落札となりましたので、契約に当たり、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は、令和3年2月26日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番村田 薫君。

○12番（村田 薫君） このタブレットを有効に使用する目的で、学校から家庭でも使用させてはどうかと思うところですが、この機材を使用するためにはある程度設備がないといけないので、そういうない家庭も結構ありまして、一概に提案できるものではありませんが、将来的にどこら辺まで学習の範囲を考えているのか伺います。

○議長（澁谷俊二君） 教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） ただいまの質問についてお答えします。

タブレット型パソコンの利用につきましては、現在各小中学校において様々な授業において、

主に授業において活用されており、例えば検索サイトを活用した調べ物学習でありますとか、文章作成ソフト、プレゼンソフトを利用した資料の作成に加えまして、外国語活動、外国語、英語の授業、プログラミング授業など、幅広く利用されております。

ご質問のご家庭でのタブレット型パソコンの使用につきましては、文部科学省のICT機器の活用事例の1つとして、新型コロナウイルス感染症により学校が長期に休業となった場合にオンラインによる授業で使用するということなども活用の1つとして挙げられております。

その際に課題となるのは、ご質問にありましたとおり、ご家庭でのWi-Fi環境の整備が必要となるわけですが、町内小中学校のICT機器の活用に関するアンケート調査では、約1割の家庭でWi-Fi環境がないとの調査結果でした。

町教育委員会としても、将来的な家庭でのICT機器の使用について、各小中学校と情報共有を計りながら、その有効活用について調査研究してまいりたいと存じます。以上になります。

○議長（澁谷俊二君） 12番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第59号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第59号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第60号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第60号についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集27ページに、入札執行の詳細については28、29ページに掲載してござ

いますので、併せてご覧いただきたいと思います。

食器洗浄機を購入するに当たり、8月19日に指名競争入札により入札を執行した結果、1,804万円で美郷町金沢字長岡森155番地3、有限会社坂本水道工業に落札となりましたので、契約に当たり、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は、令和3年3月20日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第60号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第60号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第61号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第61号についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集30ページに、入札執行の詳細については31ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

提案理由でございますが、道の駅美郷施設改修工事（道の駅棟）について、8月20日に一般競争入札を執行した結果、2億8,930万円で美郷町金沢西根字北本田243番地、シブヤ建設工業株式会社に落札となりましたので、契約に当たり、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は、議会の議決後の着工、完成が令和3年2月26日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第61号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第61号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第62号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第62号についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集32ページに、入札執行の詳細については33ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

提案理由でございますが、道の駅美郷施設改修工事（公衆トイレ・道路情報提供施設棟）について、8月20日に一般競争入札を執行した結果、8,448万円で美郷町飯詰字北中島46番地5、株式会社小田島工務店に落札となりましたので、契約に当たり、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は、議会の議決後の着工、完成が令和3年1月22日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第62号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第5、議案第63号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐々木寿人君) 議案第63号についてご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町北体育館改修工事請負変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更契約の内容についてご説明いたします。

議案資料集の34ページ、工事請負変更契約案をご覧ください。

変更の工事内容といたしましては、体育館の床面を支える土間コンクリートの基礎に当たる地盤改良について、当初の計画では現地の土にセメントを混合させ、攪拌深さを80センチとし改良することとしておりましたが、試験の結果、所定の強度が得られないことが判明いたしました。このことから、セメント等の配合割合や攪拌深さを変え試験した結果、所定の強度を得るには砂を追加し、攪拌深さを90センチに増やす必要があると判断したものです。

これに伴い、地盤改良費用が掛かり増しとなるものです。

また併せて、完成期限である令和2年9月25日を令和2年10月30日に変更するものでございま



す。

議案集の25ページにお戻りください。

工事内容の変更により、契約金額を6,050万円から6,298万3,800円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第63号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第64号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、議案第64号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第64号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬の重複支給禁止の規定を明確化し、提案するものでございます。

改正条文は、議案28ページに記載してございますが、議案資料集35ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬につきましては、本条例第2条に規定してございますが、第2項の条文中「一般職の職員」とある部分を「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員」と改正することにより、今年度より創設されました会計年度任用職員等は除外す

る旨を明確化するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第64号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第65号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、議案第65号 美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第65号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律が廃止されることに伴い、当該条例について、一部改正をするため提案するものでございます。

改正条文は、次の30ページにございますが、内容について、議案資料集にてご説明いたします。議案資料集36ページをお願いいたします。

旧部分の第2条第9号ですが、これまでは地域産業資源の定義として、国の法律に基づき、秋田県が定める資源としておりましたが、秋田県が単独で定める地域産業資源に改めるものでございます。

議案30ページにお戻り願います。

議案の附則でございますが、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することと規定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第65号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第66号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 稔君） 議案第66号についてご説明いたします。

今回の補正は、4億4,526万9,000円を追加する件及び債務負担行為の変更2件並びに地方債の追加1件と変更2件でございます。

初めに、第2表債務負担行為についてご説明いたします。36ページをご覧ください。

美郷町中小企業振興資金融資制度及び秋田県中小企業融資制度経営安定資金について、これまでの融資実績と今後の見込みにより、それぞれの令和3年度以降の利子補給について増額するものでございます。

次に、第3表地方債補正についてご説明いたします。37ページをご覧ください。

1の追加でありますが、7月下旬の大雨により被害を受けた小杉崎川の災害復旧事業に充当するため、災害復旧債を追加するものでございます。

次に、2の変更でありますが、合併特例債につきましては、町道舗装補修工事費の増加やラベンダー園改良事業の追加等により増額するものでございます。

過疎対策事業債につきましては、経営体育成基盤整備事業の財源を過疎対策事業債から合併特例債に組み替えるなどにより減額するものでございます。

充当事業につきましては、歳入でご説明いたします。

それでは、歳入から順にご説明いたしますので、42、43ページをご覧ください。

○教育推進課長（武田浩之君） 13款1項2目民生使用料2節のこども園使用料ですが、町外の保育所等に入所している広域入所児童について、当初の見込みより6人増加しており、利用者負担分として106万5,000円の補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 7目教育使用料でございますが、プールパークみさとの営業中止による使用料の減額でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、14款1項1目民生費国庫負担金5節の子どものための教育・保育給付費ですが、先ほどと同じように、広域入所児童の増加分として499万2,000円の補正をお願いするものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 2目公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございますが、先ほど説明いたしました小杉崎川の国庫の負担金でございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 続きまして、2項1目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、国からの配分額は5億3,343万2,000円で、これまで予算措置していた新型コロナウイルス対策関連事業費の財源として5億1,427万2,000円を充当してございます。

今回追加いたしました関連事業の財源として、残額の1,916万円を充当するものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、15款1項1目民生費県負担金、5節の子どものための教育・保育給付費ですが、広域入所児童の増加分として169万2,000円の補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 2目教育費県負担金でございますが、ヨネックス秋田マスターズバドミントン選手権大会等の中止に伴い、そのホストタウン事業経費に係る県負担金を減額するものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、15款2項2目民生費県補助金3節の保育所等保健衛生用品整備事業費補助金ですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とした事業として、認定こども園における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に対する補助金となります。

補助率は、県が10分の10で、1園当たり50万円、3園分として150万円の補正をお願いするものでございます。

同じく、放課後児童クラブ安全安心確保事業費補助金ですが、県単独事業として放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に対する補助金となります。

補助率は、県が2分の1で、1クラブ当たり15万円、4クラブ分として60万円の補正をお願いするものです。

○住民生活課長（高橋久也君） 次の3目衛生費県補助金の2節環境衛生費補助金は、水の郷シンポジウムの開催の中止によりまして、県民参加の森づくり事業費補助金のシンポジウム分を減額するものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、4目農林水産業費県補助金2節の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金ですが、国庫を財源とする県の補助事業で、堆肥の実証的な活用による土づくりの取り組みに対し、10アール当たり3万円を上限に支援するもので、対象予定地は、県営圃場整備事業畑屋中央地区の園芸メガ団地内でございます。

続きまして、5節の農地・農業用施設災害復旧事業補助金は、7月28日にかけての大雨による畦畔の崩壊や土砂流入などについて、個人や土地改良区が行う小規模な復旧に対する県の補助で、個人が行うものについて町を経由し交付するもので、対象事業費見込み872万7,000円で、補助率は3分の1でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 44、45ページをお願いいたします。

3項1目4節国勢調査委託金でございますが、調査員のマスク購入等のための委託金の追加に

伴う増額でございます。

18款1項3目公共施設整備基金繰入金でございますが、公共施設の整備等に係る予算のうち、補助金や有利な起債の充当が見込めないものにつきまして充当するために計上してございましたが、前年度繰越金等の財源調整により繰入れしないこととし、減額するものでございます。

19款繰越金でございますが、平成元年度決算額の確定によるものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 20款5項4目1節1行目、実習生受入謝礼でございますが、秋田衛生看護学院の学生5名を実習生として受け入れることになり、学校から謝礼金が支払われるため、予算を計上しております。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 下段、自動販売機電気料でございますが、プールパークみさとの営業中止により、自動販売機設置がなく、減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 次に、21款1項町債でございます。1目総務債でございますが、2節移住・定住推進事業債は、定住促進奨励金の額の確定により、その財源としている過疎対策事業債を減額するものでございます。

3目商工債でございますが、1節観光施設整備事業債の合併特例債は、ラベンダー園改良事業費の財源として充当するため、追加するものでございます。

過疎対策事業債は、予算措置済みの手づくり工房湧子ちゃんの改修工事費設計業務について、7目の農林水産業債へ組み替えるため減額するものでございます。

2節商工業振興事業債は、起業者と総合支援事業費及びまちなかエリア活性化事業費の増額に伴い、財源とする過疎対策事業債を増額するものでございます。

4目土木債1節町道新設改良事業債の合併特例債でございますが、町道舗装補修事業費等の増額に伴うものでございます。

過疎対策事業債は、橋梁長寿命化事業費の増額に伴うものでございます。

3節住環境整備事業債は、住宅リフォーム緊急支援事業の財源として、過疎対策事業債を充当するため、追加するものでございます。

7目農林水産業債でございますが、1節農村整備事業債は、経営体育成基盤整備事業の財源を過疎対策事業債から合併特例債へ組み替えたこと、また、園芸メガ団地整備事業について、過疎対策事業債の対象とならなかったことなどにより、補正するものでございます。

46、47ページをお願いいたします。

2節農山漁村活性化事業債でございますが、手づくり工房湧子ちゃん改修事業の財源として加速対策事業債を追加するものでございます。

最後に、10項1節災害復旧債でございますが、小杉崎川災害復旧事業の財源として、補助・直轄災害復旧事業債を追加するものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。48、49ページをお願いいたします。

初めに、人件費の補正につきましては、総務課長がまとめてご説明いたします。

また、このたびの補正では、予定しておりました事業のうち、新型コロナウイルスの関係で中止決定した事業等の関連予算を減額補正してございます。

そのような減額につきましては、目ごとに中止した事業名称等の説明のみとし、その事業に関連する一つ一つの科目の内容説明につきましては、省略させていただきます。

また、7月の補正第5号にて予算措置いたしました公共施設の網戸設置工事費につきましても、実績に伴い、各施設にて減額補正してございますが、説明欄に施設名称を記載しておりますので、この説明についても省略させていただきます。

**○総務課長（本間和彦君）** それでは、人件費に係る款項目の1節、3節、4節及び8節の費用弁償の一部につきまして、一括して説明をさせていただきます。

今回の人件費の補正の理由でございますが、年度途中における住居手当及び扶養手当等の変更によるものに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の事業を取りやめたプールパークみさとに係る会計年度任用職員の報酬等の減額、学校生活支援員及び英語教育支援員の長期休業期間の任用期間の見直しによる増額によるものでございます。

概要につきましては、70ページからの給与費明細書に記載してございますので、ご覧願います。

内訳につきましては、会計年度任用職員以外の職員の3節職員手当が31万6,000円の増、会計年度任用職員の1節報酬が444万円の減、3節職員手当が42万7,000円の増、4節共済費が149万5,000円の増となっております。

人件費の概要は以上でございますので、以降、各款項目の当該部分の説明は省略をさせていただきます。

それでは、48ページ、49ページをご覧頂きたいと思います。

ページの中段、2款1項1目の一般管理費の10節需用費の消耗品費でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、役場庁舎、温泉施設、公民館及び総合体育館など、町有施設38施設における感染症対策の消耗品の購入に要する経費でございます。

内容といたしましては、アルコール消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル及び使い捨て手袋など、5品目でございます。

同じく、修繕料でございますが、役場庁舎の非常用発電機に係る修繕経費でございますが、保守点検での指摘事項に対応するものでございます。

続きまして、17節の備品購入費でございますが、公民館、温泉施設及び道の駅など、14の町有施設に設置を予定してございます新型コロナウイルス感染症対策の非接触型検温機器の購入に要する経費でございます。

内訳といたしましては、各施設1台ずつの14台でございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 1項2目行政推進費でございますが、美郷フェスタ開催中止に伴い、主会場設営等の関連予算を減額するものでございます。

18節負担金補助及び交付金で、あきた結婚支援センターへの入会登録料の助成を行うための予算をお願いするものでございます。

一般社団法人あきた結婚支援センターは、少子化の要因の1つである未婚化、晩婚化対策として、出会いや結婚を希望する方の支援などの事業を県及び市町村の負担により運営してございます。登録料は、2年間分で1万円でございますが、登録者の負担軽減と登録者増加を図ることを目的に、全県の市町村が足並みをそろえ、登録料の助成を行うものでございます。

なお、登録料の助成は、新規登録、または更新時1人1回限りとし、今回8人分を予算計上するものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、同じく5目財産管理費の12節委託料でございますが、上段の町有林管理委託料は、林道七滝山線の事業推進のため、来年度以降の工事区間3.2キロメートルのうち、1キロメートルの区間の支障木の伐採を委託するものでございます。

下段につきましては、松杉並木などの町有樹木に係る危険木調査及び樹木診断業務の委託に要する経費でございます。これは、町の大切な樹木の状態をより専門的に把握することにより、適正な生育管理につなげ、ひいては倒木等の危険から地域住民や周辺通行者などの安全確保を図るためのものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、6目企画費ですが、7節報償費から次のページ、50ページ、51ページの18節地域間物販交流出店支援事業補助金までは、新型コロナウイルス感染症の影響により、秋田美郷町ふるさと会総会の開催中止、中富良野町、東御市、那珂川町といった交流自治体イベントの開催中止、日本航空及びモンベルとの夏から秋の交流事業の中止、東京で開催される移住定住フェアへの参加中止により減額するものでございます。

同じく、18節定住促進奨励金につきましては、令和元年建築分の申請期間終了に伴い減額するものです。

令和2年度の交付件数は48件、交付額は1,687万2,800円で、令和元年度と比べ件数で4件増、交付額は53万6,000円の減となっております。

以上で6目企画費の説明を終わります。

○企画財政課長（高橋 穰君） 7目電子計算費でございますが、町村電算システム共同事業組合による新しい人事給与システムが4月から稼働してございますが、旧システムのデータ移行処理等の委託料を12節に、そのデータを管理するパソコンの購入費を17節にお願いするものでございます。

○税務課長（小田長光仁君） 次に、2項2目賦課徴収費10節需用費の消耗品費ですが、申告相談時、仙南会場の待合室として使用している南ふれあい館の学習室の床の一部が畳敷きとなっております。段差があることから、例年畳敷きの部分には椅子等を設置しておりませんでした。しかし、コロナ禍において、ソーシャルディスタンスを保った上で一定の収容人数を確保するために、段差解消のためのスロープを設置し、椅子等を設置したく、その購入に要する経費の追加をお願いするものです。

○企画財政課長（高橋 穰君） 5項2目基幹統計費10節消耗品費でございますが、国勢調査の調査員に配布するマスク購入費を増額するものでございます。財源は、全額県の委託金でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 3款1項1目社会福祉総務費でございますが、美郷フェスタ開催中止に伴い、福祉展の関連予算を減額するものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案52ページ、53ページをご覧ください。

3款2項3目児童福祉施設費10節の消耗品費ですが、こども園の新型コロナウイルス感染症対策として、アクリルパーテーション及び非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に要する予算として、1園当たり19万円、3園分として57万円の補正をお願いするものでございます。

12節の施設管理委託料ですが、児童遊園地における危険遊具の撤去及び樹木の剪定費用として57万7,000円の補正をお願いするものでございます。

同じく、認定こども園修了証書・台紙作成委託料ですが、在籍園児数の増加により、不足が見込まれるため、54万1,000円の補正をお願いするものでございます。

同じく、保育業務委託料ですが、歳入でもご説明しましたが、広域入所児童が6人増加したことに伴い、今後の保育業務委託料に不足が見込まれるため、1,273万9,000円の補正をお願いするものでございます。

14節の施設設備改修工事ですが、消防等の法定検査後の指摘事項を改善するため、千畑なかよ



し園の非常用自家発電改修工事及び六郷わくわく園の地下油タンク油面計取替え工事として51万3,000円の補正をお願いするものでございます。

17節の施設用備品ですが、こども園の新型コロナウイルス感染症対策として、除菌・脱臭機及び消毒用噴霧器等の購入に要する予算として、1園当たり31万円、3園分として93万円の補正をお願いするものでございます。

同じく、給食用備品ですが、こども園の調理室で使用している厨房機器について、7月に点検を実施したところ、千畑なかよし園及び仙南すこやか園の冷凍冷蔵庫2台、調理用器具消毒保管庫2台並びに仙南すこやか園のキャビネットテーブル2台について、経年劣化等による不具合が見つかり、早急に更新が必要となったため、402万7,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目子育て支援費10節の消耗品費ですが、児童クラブの新型コロナウイルス感染症対策として、アクリルパーテーション及び非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に要する予算として、1クラブ当たり4万8,000円、4クラブ分として19万2,000円の補正をお願いするものでございます。

17節の施設用備品ですが、除菌・脱臭機及び消毒用噴霧器の購入に要する予算として、1クラブ当たり25万2,000円、4クラブ分として100万8,000円の補正をお願いするものでございます。

3款の説明は以上となります。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 4款1項1目10節及び11節でございますが、美郷フェスタ開催中止に伴い、食育展の関連予算を減額するものでございます。

22節償還金利子及び割引料の返還金でございますが、令和元年度分療育医療費国庫負担金の額が確定し、返還が生じることになりましたので、計上しております。

2目予防費でございますが、今冬新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時に流行することに備え、インフルエンザ予防接種の現在補助対象になっている生後6か月の乳児から高校生まで、妊娠している方、60歳以上64歳未満で慢性高度心・肺・腎機能、または免疫機能に障害のある方、65歳以上の方以外の19歳から64歳までの方にも補助したく、増額計上しております。

補助額は、現在の対象者と同じく、1人1回1,300円、接種期間は、11月1日から1月31日までとする予定でございます。

町民全員に補助することにより、インフルエンザ予防接種をできるだけ多くの方から受けていただき、医療機関で新型コロナウイルスを見逃すおそれを回避したいと思っております。

10節は、予診票の印刷代、12節は、医療機関に支払う補助分の予防接種委託料、18節は、県外等の医療機関で接種した方への補助でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 次の3目の環境衛生費でございますが、水の郷シンポジウム中止によりまして、関連予算を減額するものでございます。

その下、2項1目清掃費の18節負担金補助及び交付金ですが、ごみ集積施設への補助金、7施設分を予算計上しておりましたが、既に交付決定済みとなり、新たな設置要望もあることから、3件分の追加補正をお願いするものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費につきましては、有害鳥獣等駆除、防除における実施隊員の出勤に要します8節の費用弁償及び捕獲誘導用の餌代として、10節の消耗品費につきまして、予算に不足が見込まれることから、増額するもので、17節の捕獲檻は、小動物用の箱わなの購入費で、2基あったうちの1基が設置時に鳥獣等により壊され、使用不可となり、小動物による農作物被害が増加傾向にある中で、同時複数対応をより可能にするため、5基増設し、6基体制にするため、計上するものでございます。

このほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、東京都をはじめ、県外での会議、イベント等の中止に伴い、8節普通旅費、11節手数料、12節物産販売業務委託料の減額と、美郷フェスタ開催中止による農産展委託料の減額でございます。

14節平場の森公園造園工事は、工事完了によります不用額の減額でございます。

18節の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金は、歳入でご説明しました堆肥の実証的な活用による土作りへの県の支援で、歳入額と同額で、町の持ち出しはございません。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、6目農業振興施設管理費の12節委託料の設計監理委託料及び1つ飛んで14節工事請負費でございますが、手づくり工房湧子ちゃん改修工事とその設計監理委託料でございます。

湧子ちゃん改修工事の概要ですが、美郷町を訪問された観光客にニテコ清水とともに、伝統ある地サイダーの製造工程を見学頂くため、見学用通路の整備、説明パネル展示スペースの確保、製造したサイダーを出荷までの間保管する製造保管室について、3万本の保管が可能になるよう改修するものであります。

13節使用料及び賃借料の物品借上料ですが、議案第61号で議決頂いた道の駅美郷施設改修工事において、工事期間中にも農産加工品、お土産品等を販売するため、コンテナ5棟を借入れしたく、136万1,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で6目農業振興施設管理費の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、8目農村整備費12節の施設管理委託料ですが、農村公園

における樹木の剪定3か所及び危険遊具3基や腐食の進んだ藤棚2基の撤去費用でございます。

14節では、長岡森農村公園の雨水排水におきまして、隣接する宅地に流れ込む状況となっており、これを改善するため、側溝を設置するものでございます。

18節の県営造成施設等突発事故復旧支援事業補助金ですが、畑屋地区内にあります農業用水パイプラインに亀裂が生じ、漏水が発生しております。管理者である田沢疏水土地改良区が復旧するものでございますが、これに対し秋田県の補助要綱に基づき、県が30%、町が10%補助するとして、11万円を計上するものです。

27節繰出金ですが、農業集落排水事業決算による繰越金の額が確定に伴う金額でございます。

以上で6款の説明を終わります。

○商工観光交流課長（藤田信晴君）　続きまして、下段、7款1項1目商工総務費の18節負担金補助及び交付金の煙火事業者応援事業補助金ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各地の花火大会が中止となり、大会参加を通じ花火打ち上げや花火製造の技術向上を図ることができない状況でございます。これに対し、秋田県が県内の煙火事業者で構成する団体が実施する火薬類資格取得研修、製造打ち上げ技術研修等に係る費用について、3分の2を補助し、煙火店所在市町村が3分の1補助することとなり、美郷町内事業者1事業者分の補正17万3,000円をお願いするものでございます。

続きまして、2目商工振興費7節報償費、8節旅費、10節需用費、次の56ページ、57ページ、11節役務費、12節委託料の物産販売業務委託料、物品輸送業務委託料につきましては、大田区で開催予定の友好都市ふれあいひろば及びO T Aふれあいフェスタ、港区主催の交流物産展、町主催の美郷雪華コレクション発表会、企業誘致懇談会について、新型コロナウイルスの影響により中止となり、減額するものでございます。

次の換金業務委託料につきましては、3目観光費において併せてご説明させていただきます。

13節使用料及び賃借料につきましては、さきにご説明いたしました大田区、港区等でのイベント中止に伴う減額でございます。

18節負担金補助及び交付金の空き店舗等対策事業補助金ですが、まちなかエリアの65テラスに新たに2事業者が入居することとなり、10万1,000円の補正をお願いするものでございます。

次の海外ビジネス推進事業補助金ですが、町内事業者2者が英語に対応したホームページ作成を計画しており、20万円の補正をお願いするものでございます。

次の特産品開発事業補助金ですが、町内の3事業者から新商品のデザイン開発、市場調査、既に販売している商品の高級品、いわゆるプレミアム品開発についての計画の打診を受け、11万円

の補正をお願いするものでございます。

次のまちなかエリア活性化促進事業補助金ですが、六郷まちなかエリア地区において、所有している空き家を貸し店舗にするため改装する旨の申請が所有者からあり、100万円の補正を、また、その改装された空き家を借り入れ、飲食店を開業する旨の申請があり、200万円を、合わせて300万円の補正をお願いするものでございます。

次の事業継続支援金ですが、6月末で申請期間が終了し、これまでの支給件数は387件、支給額は7,740万円となり、予算残額を減額するものでございます。

これまでの支給の業種別の支給件数、支給実績等を申し上げます。サービス業100件、2,000万円、土木建築業88件、1,760万円、小売業65件、1,300万円、製造業49件、980万円、農業47件、940万円、飲食業38件、760万円となっております。

次の中小企業振興資金保証料補給等補助金及び次の秋田県経営安定資金利子補給補助金ですが、本年4月28日の臨時議会で補正の議決を頂いたものですが、これまでの貸付実績から、令和2年度全体の補助金額を推計し、不足分の補正をお願いするものでございます。

次の起業者総合支援事業補助金ですが、仙南地区で喫茶店を開業する旨の申請があり、200万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目観光費ですが、8節旅費の減額は、北海道中富良野町のイベントが新型コロナウイルスの影響により中止になり、減額するものでございます。

10節需用費につきましても、同じく、ラベンダーまつりが中止になり減額するものでございます。

次の11節役務費、12節委託料の宿泊業務委託料、換金業務委託料、また、2目商工費12節換金業務委託料についても併せてご説明いたします。議案資料集37ページ、議案第66号令和2年度美郷町一般会計補正予算第6号説明書をご覧ください。

名称、目的でございますが、町では新型コロナウイルス感染症の影響により、打撃を受けている町内宿泊施設を支援し、併せて観光客誘客のため、美郷に泊まろうキャンペーンを実施いたします。

対象施設といたしましては、町内の宿泊施設でございます。議決を頂いた後、公募するとともに、当方で把握している範囲で個別に連絡を取らせていただきたいと思いますと考えております。

対象者については、新型コロナウイルス感染症の広がり等を考慮し、秋田県民としております。

事業内容といたしましては、町内宿泊施設で利用できるプレミアム宿泊券を販売し、購入者には町の地域応援商品券・食事券を交付いたします。

支援額といたしましては、4,000円相当の宿泊券を2,000円で販売いたしますので、町の負担額は1枚当たり2,000円です。

地域応援商品券・食事券については、宿泊券1枚を購入頂くごとに1,000円の商品券・食事券を交付いたします。

発行枚数は、宿泊券、商品券、食事券ともに6,000枚としております。

購入上限といたしましては、1人当たり5枚までとしております。

販売期間は、本年10月上旬から11月末日までの予定としております。

使用期限は、来年2月中旬頃を予定してございます。

申込み方法は、はがきによる申込みとしております。

積算等といたしましては、町負担分がプレミアム宿泊券で1,200万円、地域応援商品券・食事券が600万円となっております。

また、本宿泊券と併用できる他の割引制度ですが、国が実施するGO TOトラベル、秋田県が実施するプレミアム宿泊券について可能としてございます。

議案57ページにお戻り願います。

上段、2目商工振興費12節委託料、換金業務委託料ですが、宿泊券購入とともに交付する地域応援商品券・食事券について、代金として受け取った事業者が金融機関で換金できるよう、金融機関への委託料600万円でございます。

下段、3目観光費11節役務費、広告料ですが、美郷に泊まろうキャンペーンを秋田県内に周知するための広告料110万円でございます。

12節委託料、上から2番目の宿泊業務委託料ですが、宿泊券の購入受付と発送、問合せ対応、使用された宿泊施設に対する送金等の業務を旅行事業者に委託するための経費415万8,000円でございます。

同じく、12節の一番下、換金業務委託料ですが、宿泊券が使用された際に宿泊施設に対し1枚当たり4,000円を支払いますが、町負担分2,000円掛ける6,000枚分、1,200万円の支払いを旅行事業者に委託するものでございます。

12節委託料の一番上でございます。ラベンダー植栽委託料及び14節ラベンダー園客土土壌改良工事について、併せてご説明いたします。現在美郷町ラベンダー園では、植栽されているラベンダー約1万8,000株のうち約1万株が枯死になっている状況でございます。この原因について、ラベンダー苗栽培事業者等に問い合わせたところ、平成7年の長雨と日照不足が続いたときにも同様の状況になったとの情報を得られました。気象庁の資料によりますと、7月の過去30年間の平

均降水量は192ミリであるのに対し、美郷町周辺は481ミリと、約2.5倍の降水量が記録されております。また、日照時間につきましても、7月の過去30年間の平均が155時間なのに対し、今年は78時間と、約半分程度でした。8月になり、日照時間は過去平均並みの189時間となりましたが、降水量は365ミリと、平均の倍近い降水量となっております。

美郷町ラベンダー園では、区画により被害状況に差異があり、おおむね平成29年度及び平成30年度に排水路と暗渠の整備並びに客土をした区域の被害が軽微であることから、これら工事がラベンダーの被害軽減に効果があったと考えてございます。

また、秋田県農業試験場で花卉を担当し、生薬栽培でもお世話になっている研究員の方に見ていただいたところ、今回の枯死は根腐れが原因で、改善策としては、水はけのよい畑にするため、暗渠や客土が有効等の提言を頂いております。

つきましては、被害が著しい区画約6,000平方メートルに暗渠と排水路の敷設及び客土工事を、工事区域の小排水路から排水を受ける幹線排水路の整備について、14節工事請負費、ラベンダー園客土土壌改良工事として7,322万4,000円の補正をお願いするものでございます。

12節一番上のラベンダー植栽委託料468万円ですが、今回の工事施工箇所以外の区域で枯死したラベンダーの植え替えに要する業務委託です。この補正予算と当初予算で合わせ約6,000株の植え替えを実施したいと考えてございます。

次に、12節、下から2番目、美郷雪華栽培委託料ですが、北海道中富良野町との交換用ラベンダーの栽培委託料で、請負差額を減額するものでございます。

次に、14節、上から2番目、施設設備改修工事ですが、雁の里山本公園内の後三年スキー場のナイター用照明設備について、経年劣化により点灯不良が多発しておりますので、改修工事として265万円の補正をお願いするものでございます。

また、後三年スキー場に隣接する雁の里山荘内の暖房機についても経年劣化により十分な加温ができなくなったため、改修工事をしたく、27万7,000円の補正をお願いするものでございます。

次の看板・案内板設置工事ですが、134万8,000円の内訳として、六郷地区4か所に設置している清水への誘導看板が経年変化により、表面のひび割れ、色の劣化等が顕著になり、案内看板部分の設置工事の補正101万8,000円をお願いするものであります。

看板の設置場所は、鑓田通学バス車庫脇の1か所、六郷高校側から向かい六郷交番手前十字路を右折した先1か所、サテライト六郷側清水交差点前1か所、サテライト六郷町道側入り口前1か所の計4か所となっております。

また、美郷町六郷地区のにぎわい広場、通称「どまん中駐車場」の「羽州街道どまん中」標柱

が腐食により撤去しております。町では、「どまん中」の名称が広く浸透していることから、新たに「羽州街道どまん中」の標柱を設置したく、33万円の補正をお願いするものでございます。

18節イベント開催等補助金ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントについて、補助金の減額をするものでございます。

中止になったイベントは、夜市、仙北荷方節全国大会、長者の山全国大会、樽みこしでございます。

次の4目温泉施設費10節需用費ですが、今年度はこれまで六郷温泉あったか山ろ過ポンプの修繕等5件、88万1,943円を支出しており、今後の緊急修繕に備えるため、45万円の補正をお願いするものです。

12節清掃委託料は、湯とぴあ雁の里温泉の浴室ガラスの汚れが著しく、専門業者に清掃を委託したく、37万5,000円の補正をお願いするものです。

以上で7款の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時00分）

---

（午前11時09分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8款2項2目から説明願います。

○建設課長（木村英彰君） それでは、58ページ、59ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費12節の道路維持作業委託料ですが、道路沿いの街路樹の剪定や倒木のおそれのある樹木の伐採を行いたく計上しております。

13節の排雪用車両借上料ですが、業者に機械込みで委託していた1路線におきまして、今年度は除雪機械が確保できないとの申出があり、5トン級ドーザー1台分をリースする経費を計上したものです。

14節の一般土木工事につきましては、道路排水不良となっている区間の側溝整備や腐食したガードレールなどの交換、修繕工事費を計上しております。

舗装工事費につきましては、マンホール周りの段差などを除雪前に補修したく計上しております。

続きまして、3目道路新設改良費の12節測量調査委託料でございます。六郷地区の中央通り線は、舗装の割れが激しく、また、消雪用パイプも更新の時期となっております。次年度以降の改

修方法について調査をするものです。

14節の一般土木工事ですが、橋梁の高欄の改修工事1件、道路側溝等水路の整備2件を計上しております。舗装工事につきましては、交差点改良工事1件、上野乙1号線ほか28路線の舗装補修工事を計上しております。

工事の位置につきましては、お配りしております主要工事等位置図をご覧ください。

16節の土地購入費ですが、道路認定している路線であります。その道路敷地が私有地である箇所につきまして、買収のめどがたちましたので、計上したものでございます。

21節の補償金は、歩道設置工事に伴う立木及び農業用ハウスの移転補償の経費でございます。

続きまして、3項河川費でございます。7月28日の豪雨により、町管理河川の一部が被災し、災害申請しておりますが、それ以外にも手当てが必要な箇所についての計上でございます。

12節委託料では、豪雨で氾濫した小森沢川の再発防止のため、測量調査するものです。

14節一般土木工事では、被災した5つの河川の護岸の補修及びしゅんせつを実施いたします。

続きまして、4項都市計画費でございます。12節の施設管理委託料では、3つの公園において危険遊具の3基を撤去するもの、また、公園施設管理業務としまして、せせらぎ公園に流れ込んだ土砂、流木の撤去費用を追加したくお願いするものです。

続きまして、5項1目下水道費1節繰出金ですが、下水道事業決算による繰越金の額が確定したことに伴う減額でございます。

次のページ、60ページ、61ページをお開きください。

6項1目住宅管理費10節の修繕料ですが、熊野住宅の外壁修繕及び老朽化した水道管、ガス管及びボイラーや浴室など、水回り施設の修繕費用を計上したものでございます。

以上で8款の説明を終わります。

○住民生活課長（高橋久也君） 続いて、9款1項4目の災害対策費の10節消耗品費ですが、災害時の避難所環境を充実し、飛沫感染を防ぐため、ポータブル送風機18台とダクトホース、避難者用のマット700枚の購入をお願いするものでございます。

9款1項5目14節工事請負費ですが、安城寺防災コミュニティセンターの水が濁るという報告がなされたことから、水質検査を実施したところ、飲料に適さないとの報告がありました。地下水等の動向などを観察し、原因を探ってきましたが、2度目の検査でも飲料に不適合との結果であったため、安全な飲料水を提供するためには、新しい井戸を新設すべきと判断し、その費用を計上しております。

9款は以上でございます。



○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、10款1項2目事務局費ですが、元プロ野球選手による少年野球教室及び小学5、6年生を対象とした職場体験などの事業中止に伴い、関連する予算を減額するものでございます。

続きまして、3目教育助成費ですが、美郷中学校とタイ王国ノンタブリー県アニューラチャプラシット校との相互訪問交流、六郷小学校と大田区高畑小学校との学校間交流、秋田大学、国際教養大学との相互交流、小学校4年生を対象とした宿泊体験などの事業中止に伴い、関連する予算を減額するものでございます。

議案62ページ、63ページをご覧ください。

10款2項1目学校管理費12節の六郷小学校大規模改修工事实施設計業務委託料ですが、令和元年度に六郷小学校大規模改修工事に係る老朽化調査を実施しております。その調査結果を踏まえまして、実施設計に着手したく、480万5,000円の補正をお願いするものでございます。

14節の施設整備工事ですが、消防等の法定検査後の指摘事項を改善するため、六郷小学校の消防設備改修工事及び仙南小学校の地下油タンク油面計取替え工事として48万2,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、10款3項1目学校管理費14節の施設整備工事ですが、美郷中学校屋外運動場のセミナーハウス側ののり面の一部が雨水等により浸食し、表層が剥落しているため、のり面の保護工事と体育館の網戸設置工事として78万4,000円の補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 4項1目社会教育総務費でございますが、美郷フェスタ中止に伴うジャズコンサート及び文化展に係る経費並びに舟ッコ流し行事の中止に伴う関連予算の減額でございます。

また、学友館特別展「川端龍子展」での展示品が決定したことにより、評価額の増加に伴う11節損害保険料の増額並びに12節展示品の物品運搬作業等委託料の増額をお願いし、コロナウイルス感染拡大により、大田区川端龍子記念館職員との協議、打合せが困難なことから、8節普通旅費を減額するものでございます。

また、12月に延期し、開催することとしております大小島真木展につきましては、大小島真木氏による展示作業並びに壁画製作に要する滞在日数を増やしたく、12節特別展企画委託料並びに13節施設使用料の増額をお願いするものでございます。

2目図書館費でございますが、学友館への書籍消毒器の設置完了による減額でございます。

3目文化財保護費でございますが、明田地野際地区の圃場整備事業採択により、埋蔵文化財の追加試掘調査が必要になったことから、予算の組替えをお願いするものでございます。

4目社会教育施設費でございますが、12節委託料につきましては、町電算室の学友館移設に伴い、電気設備保安保守点検委託料を増額するものでございます。

64、65ページをお開き願います。

5項1目保健体育総務費でございますが、東北地区スポーツ推進員研究大会の中止、ヨネックス秋田マスターズバドミントン選手権大会並びにダイハツ・ヨネックスジャパンオープンバドミントン選手権大会の中止に伴い、関連予算を減額するものでございます。

2目保健体育施設費でございますが、プールパークみさとの営業中止並びにミニバスケットのワクアス杯の中止による関連予算を減額するものでございます。

10節修繕料につきましては、消防の立入検査において指摘されましたワクアス体育館脇に設置のオイルタンク周辺壁の防火修繕並びに武道館の自動ドア内外センサーの不具合により開閉しないことから、その修繕をお願いするものでございます。

12節委託料につきましては、南野球場北側の樫の枝が道路にかぶさり、通行上の危険が懸念されることから、施設管理委託料にて樹木の剪定業務をお願いするものでございます。

14節施設改修工事につきましては、野球場並びにプールパークの塗装工事等の完了による減額でございます。

66、67ページをお開き願います。

17節備品購入費につきましては、リリオス並びに体育館等の7施設における雨天時や冬期間のコロナウイルス感染予防のための換気を図るため、体育館アリーナでの外気を取り込んだ送風及び排気を行う排送風機16台の購入をお願いするものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3目学校給食費10節の修繕料ですが、北学校給食センターの空調設備及び厨房機器等の修繕が増加しており、今後の応急対応に必要な修繕料に不足が見込まれるため、50万円の補正をお願いするものです。

なお、その他財源の補正につきましては、南学校給食センター食器洗浄機に係る公共施設整備基金繰入金の減額に伴う財源補正でございます。

10款の説明は以上となります。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費につきましては、7月28日にかけての大雨による災害復旧に対応するもので、12節の測量調査委託料は、現地調査、測量に係る経費で、予算現額に不足が見込まれることから、増額するものでございます。

その下の18節農地・農業用施設小規模災害復旧事業補助金は、国の災害復旧補助事業の対象とならない小規模な復旧に対する町事業で、町内で発生した農地、農業用施設被害42件と農地への

土砂流入5件、合わせて47件のうち、多面的機能支払交付金事業による地域活動での水路等の復旧16件を除いた農地、農業用施設合わせて31件、対象事業費見込み1,124万7,000円、補助率2分の1で562万4,000円を計上しております。

その下の農地・農業用施設小災害支援事業補助金は、歳入でご説明しました県の復旧支援でありまして、町事業該当31件のうち、土地改良区管理の農業施設7件については、県から土地改良区へ直接交付されるため、それ以外の農地、農業用施設合わせて24件について、町を經由し交付するもので、対象事業費見込み872万7,000円、補助率3分の1で歳入額と同額を計上し、町の持ち出しはございません。

1項の説明は以上です。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、2項1目14節の一般土木工事ですが、7月28日の豪雨で被災した小杉崎川の護岸復旧工事約120メートルを実施したく計上しております。

国による現地査定は、10月上旬を予定されており、それ以降の発注を見込んでおります。

11款の説明は以上です。

○企画財政課長（高橋 穰君） 13款基金費でございますが、令和元年度からの繰越金等の財政状況により、今後の公共施設整備等に備え、公共施設整備基金に1億1,000万円を積み立てるものがございます。

14款予備費でございますが、今後の災害発生や施設修繕等、緊急時に対応するため増額するものでございます。

なお、8月末時点の予備費充用額は881万4,000円でございます。

議案第66号の説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第66号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第67号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第67号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第67号につきましてご説明いたします。

今回の補正は657万6,000円を追加するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、82、83ページをお願いいたします。

7款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金の額が確定しましたので、増額を計上して

おります。

続きまして、歳出でございます。84、85ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康審査等事業費でございますが、美郷フェスタ開催中止に伴い、健康展の関連予算を減額するものでございます。

9款1項1目予備費でございますが、補正調整額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第67号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第68号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第68号につきまして説明いたします。

美郷町下水道事業歳入歳出予算の総額にそれぞれ241万2,000円を追加するものでございます。

内容を説明いたします。94、95ページをお開きください。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金につきまして、令和元年度繰越額確定により繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目繰越金は、令和元年度繰越金額確定により計上するものです。

続きまして、96、97ページをお開きください。

歳出、1款2項1目施設管理費の12節委託料では、今後の経営に必要な資料とするため、下水道事業資産調査を行いたく計上しております。

14節の公共柵設置接続工事は、当初4件を見込んでおりましたが、申請及び問合せが7件あり、今後不足が見込まれる工事費分を追加するものです。

17節の無線検針用ハンディターミナルは、検針員が持ち歩いて検針結果を記録する機器でございますが、使用開始から7年を経過し、検針記録が消えるなどエラーが頻発したため、更新したく、2器分を計上するものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第68号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第69号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第69号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第69号につきまして説明いたします。

美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ92万1,000円を追加するものでございます。

内容を説明いたします。106ページ、107ページをお開きください。

歳入、4款1項1目一般会計繰入金につきまして、令和元年度繰越額確定により繰入金を減額するものでございます。

5款1項1目繰越金は令和元年度繰越金額確定により計上するものでございます。

次のページ、108、109ページをお開きください。

歳出、1款2項1目14節公共柵設置接続工事では、新規加入申請1件があったことにより、工事費を追加するものでございます。

施設改良工事では、主要地方道角館六郷線敷地の一部を占用して設置している町管理の公共ます1基について、県が施工する歩道拡幅工事に支障となるため、移設経費を計上したものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第69号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第70号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第70号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第70号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、57万6,000円を追加するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、118、119ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金の額が確定しましたので増額を計上しております。

続きまして、歳出でございます。120、121ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費でございますが、歳入の前年度繰越金分を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第70号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第71号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第71号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第71号につきまして説明いたします。123ページをお開きください。

初めに、第2条収益的支出について、第1款事業費用を327万2,000円増額し、7億298万9,000円とするものです。

続いて、資本的収入及び支出につきまして、第3条に記載のとおり、金額をそれぞれ改めた上で、資本的支出の予定額を第1款資本的収入96万8,000円を増額し、3億1,387万8,000円とするものです。

内容を説明いたします。130ページ、131ページをお開きください。

収益的支出、2款1項1目の修繕費ですが、昨今の豪雨により河川からの取水口が土砂で埋まったことによる修繕や流量計や水槽内の水位計など、機器の不具合箇所の修繕を行いたく計上しております。

次のページ、132ページ、133ページをお開きください。

資本的支出、4款1項1目の工事請負費ですが、仙南中央地区にあります籠林取水場に非常用発電機が設置しておりますが、昭和63年の設置で、31年を経過しております。更新時期を迎えておりましたが、同じく、千畑東部地区におきまして、発電機が更新されたことにより、撤去となった発電機を籠林取水場に移設して再利用したく、交換に要する費用を計上したものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第71号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第1号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、認定第1号 令和元年度美郷町一般会計決算認定についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、令和元年度一般会計・特別会計及び水道事業会計決算は、いずれも決算特別委員会を設置し、付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的、大局的な質疑としてください。

それでは、説明が終わっておりますので、一般会計決算の総括質疑を行います。質疑ありませんか。1番、深沢義一議員。

○1番（深沢義一君） 議案資料集を用いての質問となります。資料集2ページ。

令和元年度美郷町財政健全化審査意見書、健全化判断比率、実質公債比率に関わる質問であります。

実質公債比率1%とありますが、まさに健全な財政と言える、他に誇れる数値であると思いますが、まずは、この数値の算定はどのようになされるのかをお聞きしたいと思います。

その上で、現在の町の償還残高と質問の要点となりますが、そのうちのおおむねで結構ですが、交付税算入割合と町の持ち出しが幾らほどになるかを伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実質公債費比率でございますが、簡単に申し上げますと、町の通常収入されるであろう収入を分母とし、借入れの返済額を分子といたします。ただし、この分子からお話しますが、分子に關しましては、繰上償還を除く償還額、これから償還によって交付税算入された額など様々引かれまして、その結果、分子の実際の今年度の額は、マイナス4,000万円という結果になってございます。

ということで、決算書では償還額9億円程度、9億円強の償還額になっておりますが、実際の計算上の数値ではマイナス数値となります。

反対に分母のほうでございますが、標準財政規模が分母になりますが、税収入ですとか、臨時財政対策債を含む普通交付税の合計が分母になりますが、これが実際の額が62億円ほどになってございます。

その結果、今年度の単年度の実質公債比率は、マイナス0.6%という計算結果になります。

これを3か年の平均で1.0%としておりますので、平成29年度が3.0%、平成30年度が0.8%、そして今年度が0.6%ですので、その結果、3か年の平均が1.0%という結果になってございます。

次に、町債の残高でございますが、現在の町債の残高、令和元年度末の残高は約90億5,000万円

でございます。そのうち、交付税算入される率でございますが、過疎債、合併特例債の償還に対しては70%が交付税算入されることになっております。また、災害復旧債に関しましては、95%が交付税算入されることとなります。

それら含めまして、他の起債もでございますが、将来的に償還に対する交付税算入される割合は、6割から7割程度と試算してございます。したがって、90億円今ある現在高のうち、40億円程度が実際に町の一般財源の負担となるような試算と考えてございます。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。6番、森元淑雄君。

○6番（森元淑雄君） 私も同じく、10ページになりますけれども、監査委員の審査の意見では、備品管理については、各部署で事務処理に差異が見受けられたため、統一した事務処理がなされるよう、財務規則の改正も含めて検討されたい。また、事務簡素化の面からも、備品管理のシステム化について検討されたいとありますが、このことを踏まえて、今後どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいま質問にお答えをいたします。

備品管理につきましては、備品は、まず各所管課のほうで管理をしているわけでございますが、長年管理しているというふうなこともありまして、独自に管理をしているといたしますか、統一化を図り切れていない部分もあろうかと思っております。あります。そこら辺をまずご指摘を頂いたことということでありますけれども、これらにつきましては、やっぱり客観的に見ても統一性が図られていることは望ましいことであるので、それはシステムの導入、また、その内容も含めまして、統一化を図っていくべきであると考えているところであります。

当然ではございますけれども、それぞれ長年管理をしてきました部分については、一定のところでは統一化を図りまして、備品管理の適正化といたしますか、簡素化、また効率化を図っていくというふうなことで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（澁谷俊二君） 6番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） 監査委員の報告の中の7ページに、いわゆる予算計上されていない収入がありという項目がありますけれども、これは多分町税とか何かのことだと思います。このことについて、監査委員の指摘を踏まえての対応といたしますか、どうなっていますか。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。



○企画財政課長（高橋 稔君） ただいまのご質問にお答えいたします。

監査委員会のご指摘のとおり、予算計上されていない収入がありまして、確実に予算措置、議会の補正で予算措置できるタイミングのものも確かにございました。

その点につきましては、各課に指示いたしまして、適切に予算計上するように徹底してまいりたいと思っております。

ただし、結果的に年度末に入って、予算より多く入ってくるものもございますので、その点につきましては、予算以上の収入となる場合もございますので、タイミングを見て、きちんと予算措置してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 9番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。これで認定第1号 令和元年度美郷町一般会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第2号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、認定第2号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第3号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、認定第3号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第4号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、認定第4号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第5号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、認定第5号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第6号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、認定第6号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

---

◎決算特別委員会の設置について、認定第1号から第6号までの特別委員会  
付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までは、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

---

◎決算特別委員会の委員の選任について

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時44分）

---

（午前11時45分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり、13人を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員はただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時45分）

---

（午前11時46分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、決算特別委員会委員長に15番、熊谷隆一君、副委員長に6番、森元淑雄君が選任されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月10日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時47分)